

ふじさわ障がい者プラン2026
中間見直し

～計画（素案）～

2024年（令和6年）3月
藤 沢 市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 見直しの経緯	1
(2) 障がい者施策・社会福祉施策の動向	1
(3) 見直しの趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 法律に基づく根拠	3
(2) 藤沢市の他の計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 藤沢市の現状と今後の動向	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 障がい者手帳所持者の推移	5
(3) 身体障がい者手帳所持者数の内訳	6
(4) 療育手帳所持者数の内訳	6
(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の内訳	6
(6) 今後の本市の人口	7
(7) 今後の手帳所持者数の見込み	8
5 計画の評価・見直し	9
(1) 課題抽出のプロセス	9
(2) 課題の整理	11
第2章 ふじさわ障がい者計画	23
1 基本方針	23
(1) 計画の骨子	23
(2) 基本理念について	24
(3) めざす社会像について	25
(4) 施策の体系	26
2 目標と主な取組	27
(1) 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】	27
(2) 基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】	29
(3) 基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】	31
(4) 基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】	33
(5) 基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】	36
(6) 基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】	38
第3章 第7期ふじさわ障がい福祉計画	40
1 基本方針	40
(1) 位置づけ	40
2 地域共生社会づくりの目標値	40
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	40
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	41
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	41
(5) 相談支援体制の充実・強化等	42
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関わる体制の構築	42

3	障がい福祉サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】	43
	（1）障がい福祉サービス	43
	（2）地域生活支援事業	44
第4章	第3期ふじさわ障がい児福祉計画	46
1	基本方針	46
	（1）位置づけ	46
2	障がい児支援の提供体制整備の目標値	46
	（1）児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備	46
	（2）重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化	46
	（3）医療的ケア児支援のための体制強化	46
3	障がい児支援サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】	47
第5章	計画推進のために	48
1	計画の推進体制について	48
	（1）横断的な取組の推進	48
	（2）モニタリング指標の設定とPDC Aサイクルによる進行管理	48
	（3）モニタリングの実施体制	48
	（4）モニタリングの実施スケジュール	48
	（5）計画の進捗状況等の公表	48

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 見直しの経緯

本市では、2021年（令和3年）3月に「ふじさわ障がい者計画」「第6期ふじさわ障がい福祉計画」「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」を一体化した、「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定し、「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ」を基本理念とした取組を進めてきました。

計画策定から3年が経過し、計画の前半が過ぎようとする中で、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限など、様々な困難を抱えた状況下にあったこの3年を振り返り、計画の進捗状況や新たな課題の有無を確認し、後半の3年間の計画の推進に向けて、現計画の見直しを行うものです。

(2) 障がい者施策・社会福祉施策の動向

我が国における現在の障がい福祉制度は、2006年（平成18年）の「障害者自立支援法」の施行に基づき始まりました。

障害者自立支援法は2013年（平成25年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（『障害者総合支援法』）」に改正され、発達障がい者や難病患者が障がい福祉サービスの支援対象に含まれるようになり、障がい者への福祉サービスの在り方についても、一人ひとりの生活状況から「障がい支援区分」の認定による支給決定が行われるようになりました。

また、この期間において、「障害者基本法の改正【2011年（平成23年）】」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（『障害者差別解消法』）」の施行【2016年（平成28年）】など、地域共生社会の実現に向けた「障がい理解」や「差別の解消」「合理的配慮の提供」といった、障がい者の権利擁護に資する法整備が進んできました。

神奈川県下においては、2016年（平成28年）7月に神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した、障がい者に対する偏見や差別的思考が動機とされている事件を契機に、同年に「ともに生きる社会かながわ憲章」が神奈川県で制定され、障がいの有無にかかわらず「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を本市でも進めています。

近年では、2022年（令和4年）にスイスのジュネーブで「障害者権利条約」の日本の対応に対する総括所見が出され、障がい児を含む障がい者の地域社会での自立した生活の推進や、障がい者の非自発的入院、長期強制的な治療を可能にしている法律の廃止といった障がい者の地域生活への移行に向けた取組の実行や、インクルーシブ教育の徹底（分離特別教育の終了）など、すべての障がい者の権利を守るための様々な指摘がなされました。

国では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』）」が公布・施行され、障がいのあるすべての人が、あらゆる活動に参加するために十分な情報の取得や円滑な意思疎通を行うために必要な施策を総合的に推進していくことが求められています。

音声
コード

また、「障害者差別解消法」が2021年（令和3年）に改正され、2024年（令和6年）4月から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化され、これまでの民間の事業者では「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となり、障がい者の生活の様々な場面で合理的配慮の提供がなされるようになります。

更に、「障害者総合支援法」が2022年（令和4年）に改正され、2024年（令和6年）4月から共同生活援助の充実や地域生活支援拠点等の整備といった障がい者等の地域生活の支援体制の充実、就労アセスメントを活用した就労選択支援や、障害者雇用促進法による障がい者の実雇用率の算定といった障がい者の多様な就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上といった項目が盛り込まれることとなりました。

神奈川県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が2023年（令和5年）に施行され、障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考えることを重視し、本人の望みや願いを大事にし、障がい者が自分の気持ちや考えに基づいて、自分に必要なサポートを受けて暮らせる社会をつくることをめざしています。

また、第7期ふじさわ障がい福祉計画及び第3期ふじさわ障がい児福祉計画に係る国の基本指針においては、強度行動障がい者への支援体制の整備や、医療的ケアの必要な人や子どもに対する支援体制の強化が必要とされています。

(3) 見直しの趣旨

計画の見直しにあたっては、国の法改正に伴う見直しを踏まえるとともに、計画前半の進捗状況を踏まえて、以下の点を重視して見直しを行います。

基本目標	見直しの主な項目
1 尊厳を守り合う社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●共生のための環境づくり ●権利擁護の推進
2 支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援の強化 ●連携による支援体制の強化 ●支援・サービス提供体制の確保
3 地域での生活を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの必要に応じた支援の推進 ●レスパイトなどの在宅生活支援の拡充 ●暮らしの場の確保支援
4 子どもの育ちを支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●成長・発達に合わせた療育環境の支援 ●保護者へのサポートと支援のバランスの両立 ●医療的ケア児等への支援の充実
5 社会参加を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就労等への参加・活躍支援 ●地域活動への参加に向けた支援 ●スポーツや文化芸術活動の推進 ●情報取得や意思疎通支援の推進
6 生活の安心を支える社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な人への支援の充実 ●緊急時・災害対策等の強化 ●経済的な支援の推進

2 計画の位置づけ

(1) 法律に基づく根拠

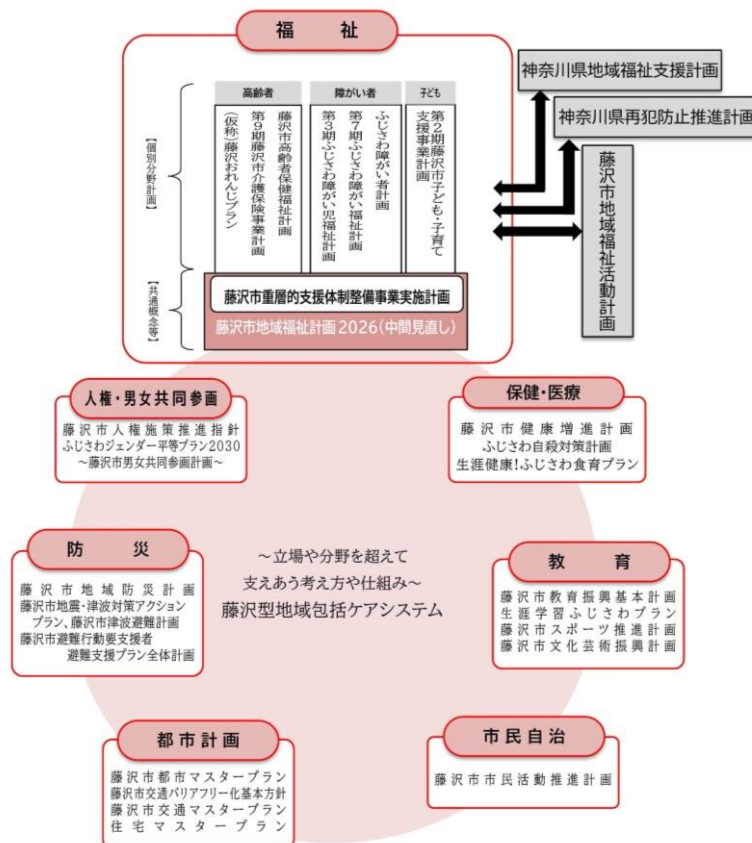
計画は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画」と、「障害福祉計画」に該当する「第7期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

それぞれの計画の法的根拠と計画の目的は次のとおりです。

計画	法的根拠	計画の目的
ふじさわ障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくこと
第7期ふじさわ障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条	必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供すること
第3期ふじさわ障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画の策定

(2) 藤沢市の他の計画との関係

計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画2026」に基づく障がい福祉分野の個別計画として、他の個別分野計画との整合性を図りながら策定・推進するものです。



音声
コード

3 計画の期間

各計画の期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第7期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

計画の最終年度となる2026年度（令和8年度）には、「ふじさわ障がい者計画」の見直しと「第8期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第4期ふじさわ障がい児福祉計画」の策定を予定しています。

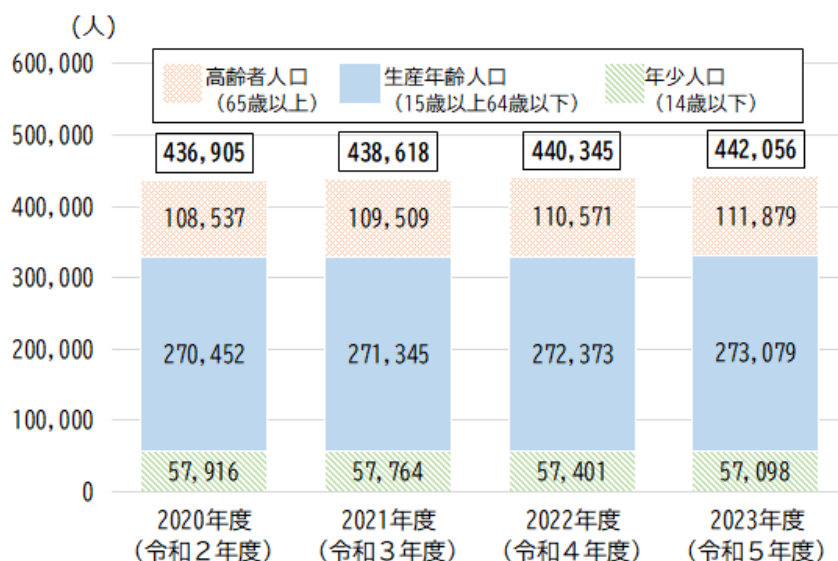
2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
藤沢市地域福祉計画2026			藤沢市地域福祉計画2026 (中間見直し)			(次期) 藤沢市地域福祉計画		
ふじさわ障がい者プラン2026			ふじさわ障がい者プラン2026 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者プラン		
ふじさわ障がい者計画			ふじさわ障がい者計画 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者計画		
第6期 ふじさわ障がい福祉計画			第7期 ふじさわ障がい福祉計画			第8期 ふじさわ障がい福祉計画		
第2期 ふじさわ障がい児福祉計画			第3期 ふじさわ障がい児福祉計画			第4期 ふじさわ障がい児福祉計画		
第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				第3期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				
藤沢市高齢者保健福祉計画 第8期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第9期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第10期藤沢市介護保険事業計画		

4 藤沢市の現状と今後の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口については、増加傾向にあり、2023年度（令和5年度）において442,056人で、3年前の2020年度（令和2年度）に比べて約5,000人の増加となっています。

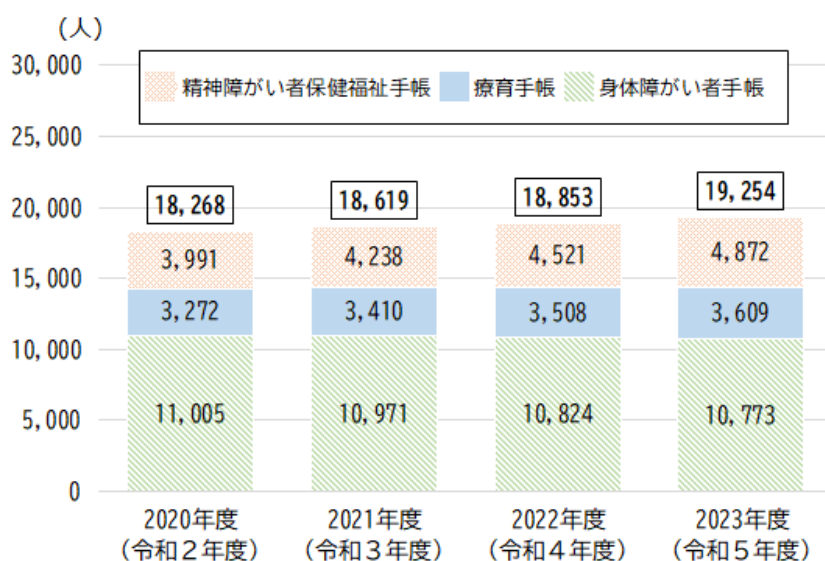
年齢別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加している一方で、14歳以下の年少人口は減少しており、少子高齢化の影響が伺えます。



(2) 障がい者手帳所持者の推移

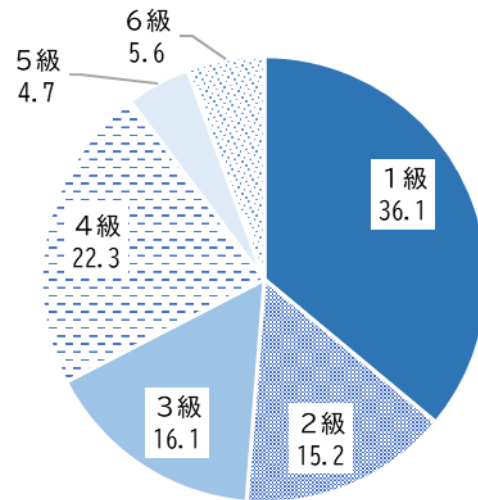
手帳所持者数の合計は、2023年度（令和5年度）で19,254人と、3年前の2020年度（令和2年度）に比べて986人の増加となっています。

手帳の種別にみると、身体障がい者手帳所持者数が減少している一方で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

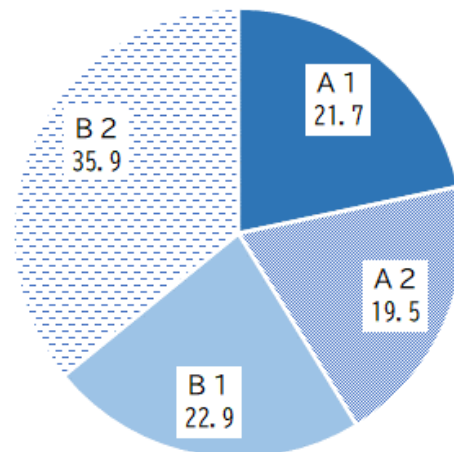


音声
コード

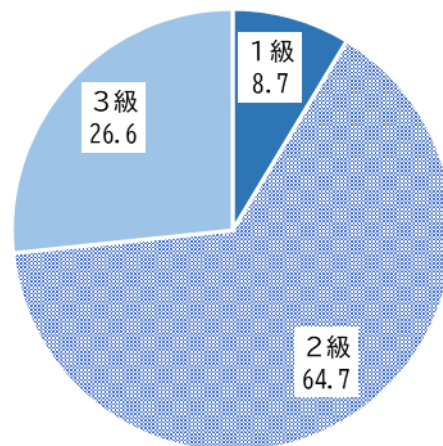
(3) 身体障がい者手帳所持者数の内訳
 2023年度(令和5年度)の等級別構成比を見ると、「1級」が36.1%、「2級」が15.2%と、重度の方が半数以上を占めています。



(4) 療育手帳所持者数の内訳
 2023年度(令和5年度)の等級別構成比を見ると、「B2」が35.9%と、軽度の方が約3分の1を占め、最重度の「A1」は21.7%となっています。



(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の内訳
 2023年度(令和5年度)の等級別構成比を見ると、軽度にあたる「3級」が26.6%、重度の「1級」が8.7%となっており、中等度の「2級」が半数以上を占めています。



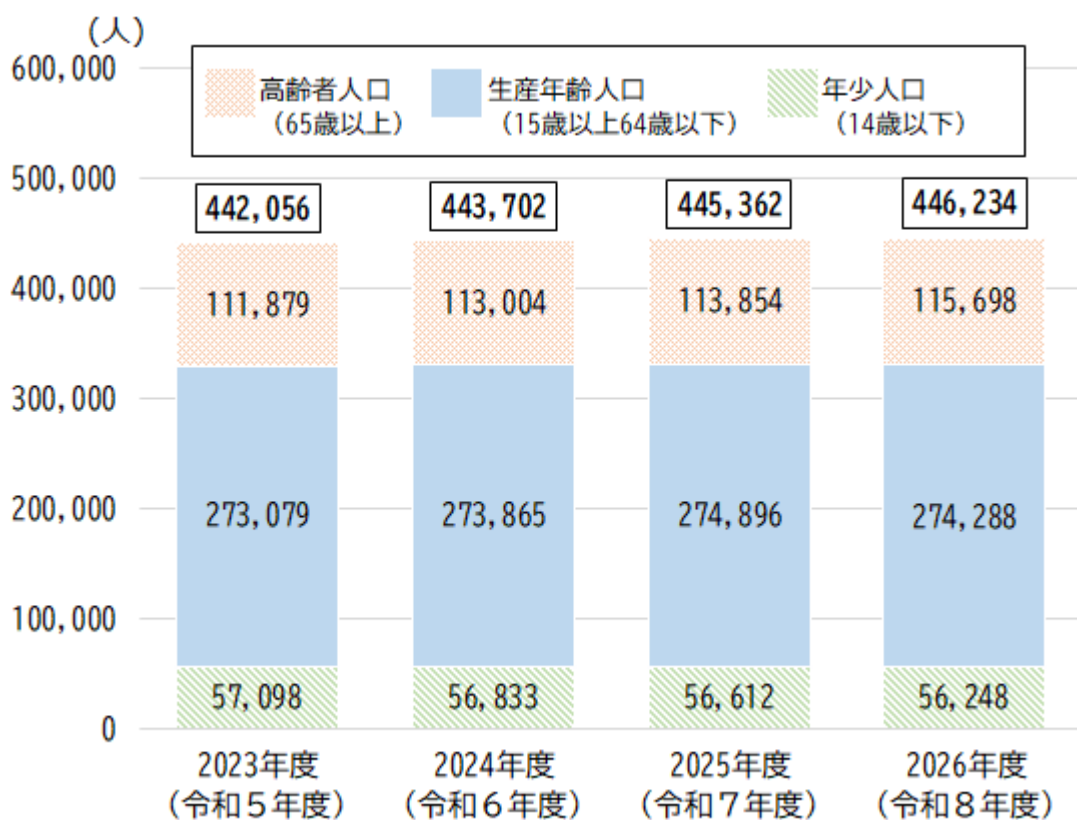
音声
 コード

(6) 今後の本市の人口

2023年(令和5年)4月に公表した「藤沢市将来人口推計」において、本市の人口は、総人口全体では増加し続ける見込みとなっており、2026年度(令和8年度)には現在よりも約4,000人の増加を見込んでいます。

年齢別にみると、65歳以上の高齢者人口は2026年度(令和8年度)には115,698人となり、現在から約4,000人の増加を見込んでいます。

一方で、14歳以下の年少人口は2026年度(令和8年度)で56,248人となり、現在から約800人の減少を見込んでいます。



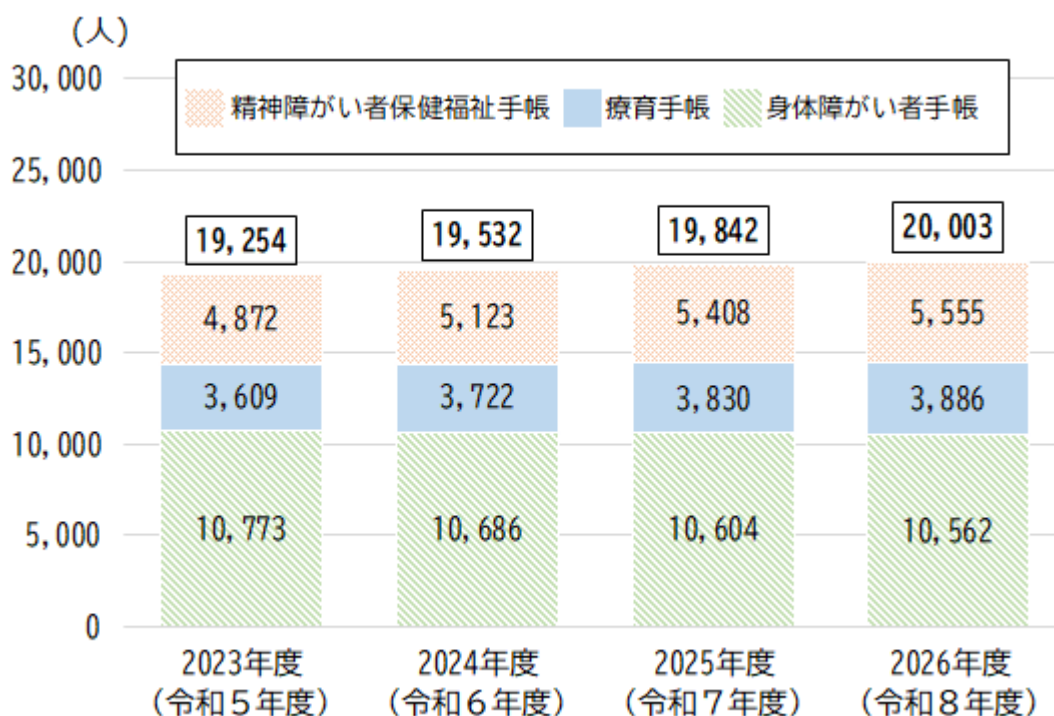
音声
コード

(7) 今後の手帳所持者数の見込み

2026年度（令和8年度）の障がい別障がい者手帳所持者数については、身体障がい者手帳所持者数10,562人、療育手帳所持者数3,886人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数5,555人となることを見込まれます。

身体障がい者は減少する一方で、知的障がい者及び精神障がい者は増加していくことを見込まれます。

今後、手帳を所持していない方についても、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来の障がい者手帳所持者数は、推計値よりも多くなる可能性があります。



<推計の考え方>

2020年（令和2年）から2023年（令和5年）までの障がい者手帳所持者と、障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績を踏まえた上で、2024年（令和6年）から2026年（令和8年）の障がい者比率を推計しました。

これに藤沢市全体の推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者手帳所持者数を見込みました。

藤沢市全体の推計人口については、本市が2023年（令和5年）4月に公表した推計人口を活用しました。

5 計画の評価・見直し

(1) 課題抽出のプロセス

計画の策定に当たっては、施策の自己評価による点検とアンケートやヒアリングによる市民や支援者、障がい福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、有識者、当事者、支援者及び市民等で構成される障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会（「計画検討委員会」）において、障がい者施策の課題を整理しました。

1) 計画の進捗評価

前計画に位置付けられた事業・取組について、庁内の関係各課と連携して施策の達成状況等を確認しました。

評価方法：担当課による自己評価

評価指標：5段階評価

<評価基準>

- ・達成できた
- ・おおむね達成できた
- ・どちらともいえない
- ・やや達成できなかった
- ・達成できなかった

評価分析：評価理由・課題を記載し、5段階の自己評価結果と合わせて総合的に分析しました。

2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障がい者やその保護者の生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題を把握することを目的に、市民を対象としたアンケート調査と、障がい当事者等団体や障がい福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査を行いました。

アンケート調査の実施概要	
実施時期	2022年（令和4年）12月2日～12月26日
実施方法	自記式調査票の郵送による配布・回収（一部聞き取り調査）
調査対象	障がい者：18歳以上で市内に住民票があり、次のいずれかに該当 障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、 発達障がい・高次脳機能障がい・難病の診断を受けている人 障がい児：（原則として保護者が記入） 18歳未満で市内に住民票があり、次のいずれかに該当 障がい者手帳所持者、サービス支給決定がある人
回収結果	障がい者調査：1,250件配布、うち566件回収 （回収率45.3%） 障がい児調査：250件配布、うち128件回収 （回収率51.2%）

音声
コード

ヒアリング調査の実施概要	
実施時期	2022年（令和4年）7月6日～8月5日
実施方法	聞き取り内容を共有した上での半構造化面接法
調査対象	当事者・家族団体：12団体（団体ごとに個別実施） 障がい福祉サービス提供事業者：6グループ 相談系サービス、居宅系サービス、日中活動系サービス 居住系サービス、就労系サービス、児童通所系サービス

3) 計画検討委員会における審議

有識者、障がい当事者、支援者及び市民等で構成される計画検討委員会において、基礎情報の整理及びニーズ調査の設計を行った後、計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障がい者施策における課題整理を行いました。

計画検討委員会の実施概要			
構成員	学識経験者	： 1名	障がい児者関係団体の代表： 3名 専門部会の代表： 4名 合計：12名
	障がい福祉施設の代表	： 3名	
	市民代表	： 1名	
実施日・ 主な議題	第1回：2023年（令和5年） 5月16日	・次期計画策定に向けた課題及び方向性 ・総合支援協議会等の在り方	
	第2回：2023年（令和5年） 7月11日	・令和4年度ふじさわ障がい者計画実績 ・見直しの骨子案 ・中間見直しに向けた方向性及び重点推進項目	
	第3回：2023年（令和5年） 8月8日	・中間見直し重点推進項目 ・素案	
	第4回：2023年（令和5年） 9月12日	・素案 ・サービス見込み量等算出の考え方	
	第5回：2023年（令和5年） 10月16日	・概要版及びパブリックコメント ・素案	
	第6回：2024年（令和6年） 1月15日	今後実施	

音声
コード

(2) 課題の整理

基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<ul style="list-style-type: none">・2021年度（令和3年度）において1事業が「達成できなかった」であった。・25事業中23事業（92.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。・2022年度（令和4年度）では「達成できなかった」「やや達成できなかった」はなかった。・25事業中23事業（92.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・障がい理解を促進する取組についてはおおむね達成されている。・一方で情報保障や意思決定の取組については未達成のものもあり、感染症対応や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定などを踏まえ、取組の手法等を改善していく必要がある。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

障がいへの理解促進	<ul style="list-style-type: none">・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として、障がい者・障がい児調査ともに「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」が24.4%であった。・障がいの中でも対象人数が少ない障がいや、見た目が分かりづらい障がいに対する理解が不足している。・差別を受けた経験の有無において、発達障がいの方が30.8%、精神障がいの方が18.5%であった。										
合理的配慮・バリアフリーの充実	<ul style="list-style-type: none">・視覚障がいや聴覚障がいへの配慮が不足している。										
差別・偏見の撤廃	<ul style="list-style-type: none">・不当な差別を受けた経験が「ある」については、前回21.8%から12.4%に減少している。・障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」は障がい児調査で23.6%から13.3%に減少している。・不当な差別を受けた場所について、バスや電車などの交通機関が32.9%、学校や職場が31.4%、スーパーやレストランが20.0%と、日常生活でよく利用する空間で経験している人の割合が高い。										
虐待	<ul style="list-style-type: none">・2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）まで虐待対応件数が増加している。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>2019年度 令和元年度</th><th>2020年度 令和2年度</th><th>2021年度 令和3年度</th><th>2022年度 令和4年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td>18件</td><td>21件</td><td>24件</td><td>37件</td></tr></tbody></table>		2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	件数	18件	21件	24件	37件
	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度							
件数	18件	21件	24件	37件							
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護等の制度の認知度は44.2%であった。・制度利用を妨げている要因は「制約が多い」「使い勝手がよくない」が挙げられている。										

音声
コード

3) 国の動向

障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底・市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
合理的配慮の事業者への義務化	<ul style="list-style-type: none">・(改正) 障害者差別解消法における、事業者による障がいのある人に対する合理的配慮の提供の義務化
障がい者による情報の取得・利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none">・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく、障がい者による情報取得・利用・意思疎通に関わる施策の総合的な推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
共生のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・精神障がい、内部障がい及び発達障がいなどといった、外見では伝わりにくい障がいがある人への理解促進を強化・地域の様々な場所で相互理解や支え合いを実現できる施策の推進
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・インクルーシブ教育等の充実による幼い頃からの差別解消や虐待防止の推進・重層的支援体制による権利擁護の推進

基本目標2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の 達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度（令和3年度）において1事業が「達成できなかった」であった。 ・21事業中19事業（90.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 ・2022年度（令和4年度）において1事業が「達成できなかった」であった。 ・21事業中20事業（95.2%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の取組については全般的に達成されているが、総合相談等の体制の評価が必要な時期になっている。 ・体制整備の取組についてもおおむね達成されているが、障がいの程度や状況にかかわらず、障がい者が、地域生活を継続していくための体制整備など、新たな課題への対応などについて検討していく必要がある。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市が力を入れることとして、わかりやすい情報の発信（29.9%）が求められている。 ・相談する人が「いない」人は5.1%であった。 ・支援に関する情報の入手方法において、情報の入手先は、市・県の広報、問い合わせ、ホームページで全体の75.5%を占めている。 ・「利用者が自分に適した事業所・サービスを選択するための情報が不足している」や「計画相談のサービス量・質ともに不足している」との意見があり、実際のサービス等利用計画セルフプラン[※]作成率も50.8%（2023年（令和5年）3月31日時点）であった。
主な支援者が 不在時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者調査では主な支援者が病気や不在のときに、代替りの支援者がいないと回答した割合は前回の20.0%から36.1%に増加している。 ・「急遽、家族の支援を受けられなくなったときの支援が不足している」や、「安全・安心プランの普及や実効的な運用が足りていない」との意見がある。
支援者間の 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に望む取組として、「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」が33.7%となっている。
福祉人材の 確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の福祉サービスを利用できなかった人は15.4%であった。 ・福祉人材の高齢化等によるマンパワーの不足だけでなく、障がい特性の理解など人材の質の向上も課題である。

※セルフプラン

介護・訓練等サービスを利用する際、必要な計画書のことをサービス等利用計画書といいます。この計画書は、本来、計画相談支援事業所が作成することになっていますが、地域の諸事情により、障がい者自身もしくは作成補助者が作成する場合があります。障がい者自身もしくは作成補助者により作成された計画のことをセルフプランといいます。

音声
コード

3) 国の動向

「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制整備の推進
障がい者等の地域生活の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助の支援として、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退居後の相談等が含まれることが追加
地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
福祉サービス・人材の質・量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討 ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所等との既存のネットワークを基に、関係機関や福祉サービス事業所との連携強化を図り、障がい者の地域生活を支える体制の構築が必要
連携による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心プランを軸にした地域連携により、障がい者、一人ひとりの不測の事態に対応可能な実効性のある体制の構築が必要
支援・サービス提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの充実に向けた、行政内外での連携を踏まえた、「人材確保」「質の向上」などの総合的な取組が必要

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実 【日常生活の支援】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<ul style="list-style-type: none">・2021年度（令和3年度）において1事業が「達成できなかった」、2事業が「やや達成できなかった」であった。・37事業中19事業（51.4%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。・2022年度（令和4年度）において1事業が「やや達成できなかった」であった。・37事業中32事業（86.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・個別支援の取組については、提供体制の充実は一定見られるものの、地域生活の継続を考えたとき、医療的ケアをはじめとする重度障がい者のニーズに応じた支援については課題がある。・障がい福祉サービスの取組については、地域生活支援事業の制度評価と見直しが急務である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

福祉サービスの利用	<ul style="list-style-type: none">・希望する福祉サービスが利用できなかった経験が「ある」方は障がい者調査では15.4%、障がい児調査では39.8%で、特に「発達障がいのある人」「在宅で支援区分の高い人」の割合が高い。・医療的ケアの必要な重症心身障がいなどに対応した福祉サービス、精神障がいに対応した生活介護や居宅介護、余暇支援を含む移動支援、機能別の短期入所施設が不足している。
障がい者の高齢化及び重度化	<ul style="list-style-type: none">・障がい者調査における障がい当事者の年齢は「60代以上」が、56.4%を占める。・要支援・要介護の認定割合については、前回調査の16.2%から26.1%に増加している。
家族介護者の高齢化	<ul style="list-style-type: none">・主な支援者の年齢は60歳以上が60.3%を占める。・支援者の高齢化に伴う家族介護の負担が増加している。
障がい特性等に 応じた生活の場 の確保	<ul style="list-style-type: none">・親なき後の生活の場、医療的ケアの必要な重症心身障がい者及び自閉症や行動障がいなどの発達障がい者に対応した生活の場が不足している。

3) 国の動向

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ 共同生活援助における一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能強化 ・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例への助言等を推進
難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉計画等の策定における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
きめ細かい地域ニーズを踏まえた計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ データに基づいた地域における障がい福祉の状況の把握 ・ 障がい者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
一人ひとりの必要に応じた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所等からの地域移行、地域定着のための支援の充実 ・ 強度行動障がいのある人への支援の充実
レスパイトなどの在宅生活支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者の高齢化や、生活状況の多様化を踏まえた、短期入所などの障がい者の在宅生活を下支えするサービスの拡充
暮らしの場の確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親なき後、支援者なき後を見据え、障がい者が自立した地域生活に移行する際のグループホーム等を含めた様々な障がい特性に応じた住居の確保が必要

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実 【療育・教育等】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の 達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度（令和3年度）において未達成事業はなかった。 ・20事業中16事業（80.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 ・2022年度（令和4年度）において未達成事業はなかった。 ・20事業中19事業（95.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の充実を背景に取組は充実しているが、早期発見、早期療育等のきめ細かな体制づくり、取組の推進に向けた検証が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談する人がいない」と回答した人は、3.1%であった。 ・相談支援を充実させるために必要なこととして、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が65.6%、「対応する人が障がい特性を理解してくれること」が58.6%と割合が高い。
療育・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な支援が受けられていると感じている障がい児の保護者は、73.4%を占める。 ・保育、教育環境で困っていることは「通園・通学時の送迎」「職員等の配置が不十分」「特性に応じた学習や訓練が不十分」であった。 ・医療的ケア児や行動障がいといった障がい特性のある子どもに配慮した療育・教育環境が不足している。
放課後の 過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスや学校と情報共有を行っている保護者は、77.6%を占める。 ・放課後等の過ごし方で困っていることは、「体験を充実させる支援が少ない」「家族の負担・ストレスが大きい」の割合が高い。 ・放課後等デイサービス事業所を選ぶ上で重視したことは、「学校や自宅への送迎をしてくれる」「希望する曜日に空きがある」の割合が高い。
障がい児 福祉施策	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の福祉サービスを利用できなかった人は39.8%であった。 ・障がい福祉施策を充実させるための市の取組において、障がい児調査では、「障がい者が自分で社会生活を送るための能力を高める支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」の割合が高い。 ・「障がい当事者やその家族が、障がい児から障がい者へのライフステージの移行に伴う生活環境の変化への順応が難しい状況」との意見がある。 ・将来の生活に向けての家庭での取組において、「自分の意思を他人に示す練習をしている」が64.1%、「身だしなみや身の回りの整理整頓の練習」が55.5%であった一方で、「子どもの将来について、相談支援員などの専門職に相談している」は15.6%、「特に何もしていない」は10.9%となっている。

音声
コード

3) 国の動向

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターでの地域の中核的役割や機能強化による重層的な支援体制の整備や地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・ 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

障がい児支援体制の強化

- ・ 地域における障がい児や医療的ケア児等への支援体制の強化

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
成長・発達に合わせた療育環境の支援	・ 家庭生活や福祉サービス利用において、子どもの成長に応じた適切な療育を行うための児童発達支援センターの機能強化及びインクルージョンの推進
保護者へのサポートと支援のバランスの両立	・ 在宅での子育て、療育を支えるための支援の充実 ・ 子どもに適切な療育環境を保護者が検討できるような情報や知識に関するサポートの充実
医療的ケア児等への支援の充実	・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置を図るとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成など、総合的な支援体制の充実

基本目標5 社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<ul style="list-style-type: none">・2021年度（令和3年度）において、2事業が「達成できなかった」であった。・38事業中34事業（89.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。・2022年度（令和4年度）において未達成事業はなかった。・38事業中36事業（94.7%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・就労、社会参加の取組についてはおおむね達成できているが、就労定着や継続的な社会参加等において課題がある。・障がい者スポーツについては、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーを継承するなど、社会資源を有効に活用する必要がある。・手話講習会においては、手話通訳者の養成につながるなど普及と専門性を意識した取組が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

就労	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の就労希望として「企業等の一般雇用」「企業等の障がい者雇用」「福祉的就労」でそれぞれ3割前後となっており、働き方のニーズが多様化している。・就労している人の就労時の困りごとが「特にない」と回答した人は51.5%であった。・「市における雇用促進するための制度の積極的な導入、推進ができていないと当事者が感じている」や「雇用する企業側の障がい者の就労環境整備が追い付いておらず、定着率が改善できていない」との意見がある。
地域活動（スポーツ・文化・自然体験）	<ul style="list-style-type: none">・障がい者調査では、外出時に何らかの困りごとを抱えている人は、57.7%であった。・地域活動に「参加している」人は、20.9%で、参加している活動では「自治会・町内会の活動」「友人・知人同士の趣味の集まり」の割合が高い。・地域活動のうち、余暇（文化・スポーツ活動など）は、11.1%である。・障がい児調査では、放課後や休日の過ごし方での困りごととして「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」が30.5%であった。
情報入手・意思疎通	<ul style="list-style-type: none">・地域生活を行う上で必要な支援として、「障がい者が入手しやすい情報の発信の工夫」は障がい支援区分の高い人で多くなっている。・情報入手、伝達に必要な支援として「障がいの種類・程度に応じた伝達手段の充実」「障がいの種類・程度にかかわらず同じ情報が得られる仕組みや環境の整備」が必要となっている。

音声
コード

3) 国の動向

多様な就労ニーズへの 障がい者雇用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労選択支援サービス」の創設 ・ハローワークによる職業指導等の実施
一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握 ・関係機関との共有及び連携した取組
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する施策を総合的・計画的に推進
情報の取得利用・ 意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
就労等への参加・ 活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を目標とした就労訓練や就労移行支援等の福祉サービスの充実 ・多様な働き方や雇用形態に関する地元企業への啓発の充実
地域活動への 参加に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報の内容など、地域活動情報の提供の在り方について検討 ・障がいの有無にかかわらず、地域活動に参加できる環境づくりやサポートの充実
スポーツや文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者がスポーツや文化芸術活動を楽しむことができる環境や場の充実
情報取得や意思疎 通支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類や程度にかかわらず、必要な情報の取得・発信をするための仕組みや情報発信等の推進

基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<ul style="list-style-type: none">・2021年度（令和3年度）において、2事業が「達成できなかった」であった。・23事業中18事業（78.3%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。・2022年度（令和4年度）において未達成事業はなかった。・23事業中19事業（82.6%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・福祉、医療の連携については、医療的ケア児支援法の施行も踏まえ、積極的な取組を推進する必要がある。・防災の取組については、おおむね達成しているが、当事者と家族に実感のある効果は生じていないことから、不安要素を軽減させる手法などの改善が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

医療	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の受診時に「困りごとがない」人は61.1%であった。・医療的ケアが必要な人の「受診の際に困っていること」について、障がい者調査では「移動手段がない」「付き添い等の介護者がいない」「自分に合う薬や治療やリハビリの方法を見つけられない」の割合が高く、障がい児調査では「希望する専門の医療機関が見つからない」「かかりつけ医を決められない」「本人が受診を嫌がる」の割合が高い。・「市内に発達障がいや難病などの専門的な医療機関が限られている」との意見がある。
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none">・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として「障がいがあっても安心できる防犯・防災体制」が26.5%であった。・火事や災害時の不安が「特にない」は10.2%で、最も多い困りごとは「投薬や治療が受けられなくなる」が48.2%であった。・火事や災害時に助けてくれる近所の人「いない」は41.3%であった。周囲に支援を求めるときの困りごとは「誰に支援を求めればよいかわからない」が47.7%であった。・火事や地震時一人で判断して避難が「できる」は、障がい者調査で47.7%、障がい児調査では12.5%であった。障がい者調査では、高次脳機能障がいや重症心身障がいの人、障がい児調査では、知的障がいや知的判定、重症心身障がいの人は「できる」の回答の割合が低い。・「避難行動要支援者名簿の作成、運用が自治会や町内会に任せられており、網羅的な運用ができていない」や「個別避難計画の策定状況が芳しくない」との意見がある。

音声
コード

経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生活で不安に感じていることで「生活費」と回答した人は、障がい者調査では43.6%、障がい児調査では39.8%であった。 ・障がい者調査では「生活費」の回答が前回調査の36.0%から43.6%に増加し、特に精神障がいや発達障がい、障がい児調査では指定難病の方の回答の割合が高い。 ・「経済的に困難な障がい者世帯があるので、本人だけでなく家族の収入も含めて考えるべきである」との意見がある。
--------------	---

3) 国の動向

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の開始日を重症化したと診断された日に前倒し ・難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化
災害対策基本法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村においておおむね5年間での、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
医療的ケアの必要な人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な人の受け入れ可能な施設等の充実 ・障がい者等歯科の保健医療体制の充実
緊急時・災害対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者だけでなく、緊急時や災害時に障がい者の命を守るため体制の構築 ・要支援者名簿受取自治会の拡充と、安全・安心プランとあわせた個別避難計画の推進
経済的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃の向上など、障がい者が経済的にも自立した生活を行えるような経済的基盤の充実

音声
コード

第2章 ふじさわ障がい者計画

1 基本方針

(1) 計画の骨子

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

めざす 社会像

一人ひとりが、地域の中で・・・
<共に理解し、つながりをもつことができる社会>
<安心して生活できる社会>
<生きがいをもって生活できる社会>

基本目標

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 尊厳を守り合う社会づくりの推進 | 【共生の基盤づくり】 |
| 2. 支援体制の強化 | 【支援の基盤づくり】 |
| 3. 地域での生活を支える支援の充実 | 【日常生活の支援】 |
| 4. 子どもの育ちを支える支援の充実 | 【療育・教育等】 |
| 5. 社会参加を支える支援の充実 | 【参加・活躍の支援】 |
| 6. 生活の安心を支える社会づくりの推進 | 【安心の基盤づくり】 |

(2) 基本理念について

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の自立した生活と地域社会への包容などについて定められています。また、2011年（平成23年）に障害者基本法が改正され、2021年（令和3年）には差別解消法が改正されるなど、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

しかし、障がい者は、障がいを理由とする不当な差別や、障がいに関する理解の不足等により、社会の中で様々な制限や制約（「社会的障壁」）を受けています。この社会的障壁を除去するためには、障がいに関する理解を広め、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がい者の心身の状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自立を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がい者の意思決定が尊重されるように配慮する必要があります。

本市は、インクルーシブな社会の概念を踏まえ、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

障がいの概念は、本人の医学的な診断や判定によってのみ規定されるものではなく、社会の側に、様々な心身状況の人々と共に過ごすことを前提とする環境や関係づくりが十分でないことから生じる様々な障壁を課題視するものです。

本市では、「障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁により生じている」ということや個人の意思決定を尊重するという考えのもと、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、一人ひとりが自分らしく生活できる社会の実現をめざしていきます。

(3) めざす社会像について

<共に理解し、つながることができる社会>

私たちは、生活の様々な場面において他者との協力やつながりが必要であり、一人の力だけで地域に住み続けることは困難な場合があります。また、障がい当事者やその家族が、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く地域社会に対して参画・協力できることが多くあります。そして、一人ひとりのつながりと地域参加を進めるためには、障がいに関する差別や偏見、生活環境等の社会的障壁の除去を地域において進めることが必要です。

本市では、これまで障がいのある人が地域に住み続けるために、地域に密着した相談支援体制や、発達に課題のある方に対する支援の強化・充実とともに障がいに関する理解を広め、社会的障壁を取り除くための取組を進めてきました。

こうした公助と地域の方々が支え合う共助の仕組みづくりを通じて、障がい者も市民として地域社会に参加し、一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会をめざします。

<安心して生活できる社会>

私たちが、地域で安心して暮らし続けていくためには、本人や家族の状況に応じた保健・医療などの支援が、地域において切れ目なく提供される仕組みが必要です。また、風水害や感染症などの災害対策や見守り等の安全対策も重要となります。

本市では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支え合いの地域づくり」を進めています。更に、災害時に支援が必要な方々に対する地域での防災支援や、見守り・パトロールなどの地域での防犯対策を進めています。

今後、更に保健・医療との連携や福祉・医療の緊急時や災害時対策を推進し、一人ひとりを支える仕組みを構築する中で、一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会をめざします。

<生きがいをもって生活できる社会>

私たちが、生きがいをもって生活するためには、自分自身の意思決定に基づき、自分らしく生活できる地域が必要となります。同時に社会生活での様々な選択の機会において、一人ひとりの意思決定が尊重されるような環境設定が求められます。

本市においては、今後更に就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がい者が、積極的に社会や地域に関わり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備を推進していきます。

このことを踏まえ、本市では、地域や社会において、一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会をめざします。

(4) 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策の方向性
基本目標1	尊厳を守り合う社会づくりの推進	
共生の 基盤づくり	1-1 共生のための環境づくり	(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の提供の推進
	1-2 権利擁護の推進	(1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進
基本目標2	支援体制の強化	
支援の 基盤づくり	2-1 相談支援の強化	(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
	2-2 連携による支援体制の強化	(1) 横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
	2-3 支援・サービス提供体制の確保	(1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保
基本目標3	地域での生活を支える支援の充実	
日常生活の 支援	3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進	(1) 様々な障がい等に応じた支援の充実 (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実 (3) 障がい当事者の高齢化への対応
	3-2 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや事業との連携 (3) 家族の支援
	3-3 暮らしの場の確保支援	(1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設等の整備 (3) 住宅改良の支援
基本目標4	子どもの育ちを支える支援の充実	
療育・ 教育等	4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実	(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
	4-2 学齢期における教育等支援体制の充実	(1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
	4-3 切れ目のない障がい児支援の充実	(1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援
基本目標5	社会参加を支える支援の充実	
参加・活躍 の支援	5-1 就労等への参加・活躍支援の推進	(1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
	5-2 様々な活動への参加促進や支援	(1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
	5-3 活動の手段や環境の確保	(1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援
基本目標6	生活の安心を支える社会づくりの推進	
安心の 基盤づくり	6-1 保健医療体制の確保	(1) 健康増進・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保 (3) 医療的ケアと家族の支援環境の整備
	6-2 緊急時対応・災害対策等の強化	(1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
	6-3 経済的な支援	(1) 経済的な支援

音声
コード

2 目標と主な取組

(1) 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

- ・ 障害者権利条約、障がいの社会モデル及び人権モデルなど、多様化している障がいに対する考え方や正しい知識の普及と理解促進を図り、あらゆる人が互いに尊重しながら暮らせるインクルーシブな社会づくりを進めます。
- ・ 虐待や差別のない社会づくりに注力するとともに、障がい者が、自身の決定に基づいた選択や、生活を営めるような支援体制を充実します。

1-1 共生のための環境づくり

<施策の方向性>

施策1：障がい理解と心のバリアフリーの促進

- ・ 講演会や体験イベントの実施、啓発用素材の作成及び活用、ヘルプマーク等の普及に努めるとともに、精神障がい、内部障がい及び発達障がい者等といった見た目では伝わりにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化します。
- ・ 学校や職場、地域の中で、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が生活への支援や手助けをお互いに受けられ、支え合いながら暮らすことのできるインクルーシブ社会を促進します。

施策2：合理的配慮の提供の推進

- ・ 各種訪問調査時等における手話通訳者等の派遣、視覚障がい者IT講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保及び情報保障に係る支援を充実します。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。
- ・ プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 公共施設や公園、街や道路の整備、交通バリアフリー等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、関係部署、機関との連携を図ります。
- ・ 行政内での合理的配慮の提供を更に推進するため、職員の対応力向上に取り組みます。
- ・ 民間事業者による円滑な合理的配慮の提供を推進するため周知、啓発、相談等に取り組みます。

音声
コード

1-2 権利擁護の推進

< 施策の方向性 >

施策1：差別解消と虐待防止の推進

- ・学齢期からの人権意識の向上に向け、インクルーシブ教育や人権教育を進めるとともに、福祉サービスの活用を促すことにより、障がい者の日常生活環境の充実に取り組みます。
- ・「藤沢市人権施策推進指針」に基づく人権啓発の推進、誰もが利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」を開催し、障がいを理由とする差別解消に取り組みます。
- ・「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の防止、早期発見・対応に取り組みます。
- ・ジェンダー平等や、子ども、高齢者及び障がい者などについての差別解消、虐待防止に向け、各事業を推進するとともに、関係部署、機関と連携し、世代や分野を超えた課題の解決に取り組みます。

施策2：意思決定支援の推進

- ・日常生活、社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。
- ・障がい福祉サービスの利用や金銭管理に係る判断を補う支援（日常生活自立支援）を継続して推進するとともに、成年後見制度利用に係る各種の取組を実施します。

(2) 基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

- ・福祉情報、相談窓口のわかりやすい情報提供を実施するとともに、関係機関や自治会、民生委員・児童委員などの地域主体と連携した相談体制の構築を図ります。
- ・「藤沢市障がい者総合支援協議会（『総合支援協議会』）」において、地域課題解決に向けた支援体制の構築を図ります。
- ・福祉サービス等の提供体制の質の向上や人材の確保に向けた事業者支援を充実します。

2-1 相談支援の強化

<施策の方向性>

施策1：福祉情報・相談窓口の利便性の向上

- ・「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続しつつ、インターネットの活用や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。
- ・保健・福祉分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室、地区福祉窓口において、相談に対応します。
- ・基幹相談、専門相談（発達・高次脳・重心）、総合相談（4地域）に専門職を配置し、専門機関等との連携により、様々な障がいに対応する専門的な相談に対応します。

施策2：相談支援体制の拡充

- ・関係機関や自治会、民生委員・児童委員などの地域主体との連携強化を図り、多様な側面から障がい者の地域生活を支える相談体制を構築します。
- ・障がい特性や多様化している生活課題を踏まえ、障がい者のQOLの向上のために、地域移行や地域定着に向けた多職種・多機関との連携の調整などを担う、相談支援専門員の人材確保、質的向上に取り組みます。

施策3：計画相談支援・障がい児相談支援の推進

- ・障がい福祉サービスを利用する多くの人が、計画相談支援事業所、障がい児相談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービス等を有効に利用できるよう、支援体制の整備を進めます。

音声
コード

2-2 連携による支援体制の強化

<施策の方向性>

施策1：横断的な協議体制の確保

- ・「総合支援協議会」において、地域課題解決に向けた支援体制構築のための協議を進めます。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、「安全・安心プラン」を軸にした取組を推進します。

施策2：地域における支援体制の構築

- ・入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討します。
- ・地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した支援ニーズに、きめ細かく対応するため重層的支援体制を構築に向け、関係各課で連携し、世帯支援を実施します。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、自治会や民生委員・児童委員などとの関わりを深める取組を促進します。

2-3 支援・サービス提供体制の確保

<施策の方向性>

施策1：サービス提供施設・事業所の充実

- ・障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内障がい福祉サービス事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。

施策2：支援人材の育成・確保

- ・支援を担う専門職、住民同士の支え合い活動を担う人材等の育成及び確保に取り組めます。
- ・福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい福祉サービス事業所等の認知度を向上することにより、新規人材の確保に向けた取組や事業者支援を行います。

(3) 基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

- ・ 重度障がい、強度行動障がい、難病患者など様々な障がいや、医療的ケアを含めた多様な状況に対応できる幅広いサービスの提供体制を構築します。
- ・ 障がい者の地域での生活を見据え、本人にとって最適なサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
- ・ 多様な障がい特性に応じることができるよう、住宅改良の支援や住まい、居住系サービスなど暮らしの場の確保を支援します。

3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

<施策の方向性>

施策1：様々な障がい等に応じた支援の充実

- ・ 多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実します。
- ・ 広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。

施策2：重度障がいに対応した支援基盤の充実

- ・ 市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者や難病患者を含めた医療的ケアを必要とする人、発達障がい、強度行動障がいのある人が、自分らしい生活を実現していくことができるよう、幅広いサービス提供ができるよう取り組みます。

施策3：障がい当事者の高齢化への対応

- ・ 障がい者と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
- ・ 多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者が介護保険サービスの利用対象者となっても、障がい特性に応じたサービス利用を継続できるよう調整します。

音声
コード

3-2 障がい福祉サービス等の充実

< 施策の方向性 >

施策1：障がい福祉サービスの充実

- ・障がい者の地域での生活を見据え、本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスを利用できる提供体制の確保に努めます。

施策2：その他の福祉サービスや事業との連携

- ・高齢者福祉と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、障がい者の地域生活支援を推進します。

施策3：家族の支援

- ・家族介護者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、短期入所、日中一時支援及び移動支援等の障がい者の在宅生活を支え、家族介護者の負担軽減に資するサービスを拡充します。
- ・障がい者の家族が、病気や障がいへの認識、障がい福祉サービス等への理解を深められるよう、相談支援、家族教室及び家族相談等を実施します。

3-3 暮らしの場の確保支援

< 施策の方向性 >

施策1：住まいの確保支援

- ・日中サービス支援型共同生活援助の支援内容を充実させるとともに、入居費用を支援します。
- ・地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
- ・市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携を図ります。

施策2：入所施設等の整備

- ・重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施設等の整備に向けた検討を引き続き進めます。

施策3：住宅改良の支援

- ・既存の住宅のバリアフリー化に係る支援を実施します。

(4) 基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

- ・障がいや発達への心配、医療的ケア児への対応など、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組み、障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実を図ります。
- ・一人ひとりに応じた学習と、個性を認め合うインクルーシブな関係づくりを育む環境づくりを進めるとともに、民間の事業所や団体等と連携し放課後等を過ごす場所や様々な学びや体験の機会を通じて、学齢期における支援体制の充実を図ります。
- ・児童発達支援センターの機能を強化し、成長に応じた発達支援や障がい児支援サービスを充実させ、保護者の支援も含めた、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援の充実を図ります。

4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

<施策の方向性>

施策1：障がいの早期発見・早期対応の推進

- ・乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。また、児童発達支援センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園、医療機関等の連携により障がいへの早期対応を進めます。
- ・難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケアなど、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により、有効な支援につなぎます。

施策2：保育・療育の充実

- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の支援体制の充実を図ります。
- ・保育園・幼稚園における特別支援保育の実施、保育所等訪問支援、幼稚園・保育園等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組みます。また、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブな関係づくりを進めます。

音声
コード

4-2 学齢期における教育等支援体制の充実

< 施策の方向性 >

施策1：学校教育の充実

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケア児への対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。
- ・学校教育、学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブな関係づくりを進めます。

施策2：様々な学びや体験機会の充実

- ・障がい児が、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の提供や特性に応じた支援の質の向上に努めます。

4-3 切れ目のない障がい児支援の充実

< 施策の方向性 >

施策1：成長に応じた発達支援の充実

- ・発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援が、円滑に行われるよう、保護者、保育園、幼稚園、学校等と連携して切れ目のない支援を実施していきます。
- ・児童発達支援センターについて、保育所等訪問支援やスーパーバイズ、コンサルテーションなど、地域の中核的役割や機能の強化を図ることにより、インクルーシブな環境づくりに努めます。

施策2：障がい児支援サービスの充実

- ・身体障がい、知的障がい、発達障がい等の支援を必要とする子どもがそれぞれの障がい特性や生活状況にあった支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、重症心身障がい等の子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。また、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。

施策3：子育ての支援

- ・経済的支援や一時預かり、送迎支援などを通じて、障がいのある子どもを育てる保護者の負担を軽減し、他の家族の養育や自らの就業継続などが、可能となるよう支援します。
- ・障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。
- ・子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを行っていくことができるよう、保護者に対する療育に関する知見や利用できる支援などの情報提供を充実します。
- ・医療的ケア児の支援体制の充実及び医療的ケア児やその家族が、地域において安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、その他行政機関等の関係機関でのネットワークの構築に努めます。

(5) 基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

- ・就労支援や定着支援の体制の充実を図るとともに、地域の事業者に対する障がい者就労への理解促進を図り、障がい者の就労等による自立・活躍支援を推進します。
- ・文化及びスポーツ活動や、生涯学習などを充実させ、様々な活動へ参加しやすい環境づくりを推進するとともに、障がい当事者等団体活動などへの支援を推進します。
- ・外出、移動支援の充実や手話や点訳などを含む情報の受発信支援を進め、活動の手段や環境を確保します。

5-1 就労等への参加・活躍支援の推進

< 施策の方向性 >

施策1：就労支援体制の充実

- ・障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売等働く機会の確保、障がい者優先調達推進などの取組を積極的に進めます。
- ・就労関係機関、学校及び企業等と連携し、市内の企業等に対して、障がい者の多様な働き方や雇用形態についての周知を行い、一般就労の促進と就労定着の向上により一層取り組みます。
- ・工賃の向上や一般就労への移行に向け、市内就労系サービスにおける受注機会の拡大に向けた取組や新たに始まる就労選択支援事業を効果的に活用するための検討を行います。
- ・市内障がい福祉サービス事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に向けた取組の充実を図ります。

施策2：様々な仕事や創作活動の充実

- ・通所施設における生産・創作活動の充実など、障がい者が仕事を通じて参加、活躍できる機会の拡充を進めていきます。

5-2 様々な活動への参加促進や支援

< 施策の方向性 >

施策1：文化・スポーツ活動の充実

- ・障がい児者がスポーツを楽しめる環境整備、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進します。
- ・誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に取り組みます。
- ・文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいの有無にかかわらず参加する文化芸術活動の推進に努めます。

施策2：様々な活動への参加促進

- ・市民及び各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。
- ・地域活動への参加を妨げる障壁を除外するために、活動についての適切な情報を提供、発信し、点字録音図書の製作・貸出など、障がい児者が参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・地域団体への啓発などにより、障がい児者の地域活動への参加を促進します。

施策3：当事者・家族団体等の活動支援

- ・障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動の支援などを継続します。

5-3 活動の手段や環境の確保

< 施策の方向性 >

施策1：外出・移動支援の充実

- ・社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護、行動援護及び移動支援など障がい福祉サービスの充実を図ります。

施策2：情報の受発信支援

- ・要約筆記体験会、手話奉仕員の育成、点訳及び音訳等ボランティア講習会など、人材の育成及び確保に取り組みます。

(6) 基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】

- ・障がい者の健康づくりや安心して医療機関の受診ができるように、医師会や歯科医師会と連携した機会提供に取り組みます。
- ・災害時等への対応に向けて、平時からの地域防災組織との連携を充実させるとともに、障がい者の個々の状況把握を充実します。
- ・年金、手当、給付金、各種減免制度などに加えて、工賃の向上や一般就労への移行など、生活の安心を支える経済的な支援について継続して取り組みます。

6-1 保健医療体制の確保

<施策の方向性>

施策1：健康増進・リハビリの推進

- ・医師会や歯科医師会等の関係機関と連携し、障がい者が利用しやすい健康診断、検診、相談、受診、指導、教室等の利用を促進します。

施策2：受診しやすい医療体制の確保

- ・障がい者が適切に医療を利用できるように、各種医療費の助成を通じて、医療費負担の軽減への支援を行うとともに、受診時や入院時における意思疎通が困難な重度障がい者と医療従事者とのコミュニケーションを支援します。

施策3：医療的ケアと家族への支援環境の整備

- ・医療的ケアが必要な人やその家族に対し、在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用により、生活環境の充実を図ります。

6-2 緊急時対応・災害対策等の強化

<施策の方向性>

施策1：緊急時支援の確保

- ・体調急変時等に、自ら通報できる体制の確保を支援するとともに、地域の中の見守り・通報体制を確保していきます。

施策2：災害対策・感染症対策の強化

- ・災害への備えとして、引き続き避難行動要支援者名簿の受取について、自治会に協力要請するとともに、障がい者の希望に応じて、自治会、町内会や自主防災組織と連携した地域における防災・避難対策に取り組みます。
- ・「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、関係課と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。
- ・「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がい者の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。
- ・障がい者や支援者の防災意識の向上を促進するとともに、障がい当事者や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。
- ・災害時における災害情報の的確な伝達、医療援護体制機能の強化、指定避難所等における対応の充実を図ります。
- ・感染症対策として、国、県の方針及び感染状況を踏まえ、柔軟に対応します。
- ・災害時、感染症流行時に、日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう、障がい福祉サービス事業所及び関係機関との連携体制の充実を図ります。

6-3 経済的な支援

<施策の方向性>

施策1：経済的な支援

- ・年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供及び手続の支援をしていくとともに、工賃の向上や一般就労への移行などによる経済的自立の実現・継続に向けた支援に努めます。

第3章 第7期ふじさわ障がい福祉計画

1 基本方針

(1) 位置づけ

ふじさわ障がい福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳以上の人への障がい福祉サービスの提供量及び提供体制の確保方策を定めるものです。

2 地域共生社会づくりの目標値

国の指針に準拠し、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、第2章に掲げた施策展開の効果を見込んで、2026年度（令和8年度）の目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

項目	基準値 2022年度末 (令和4年度末)	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
施設入所者の地域生活への移行数 【2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者の5%以上】	234人	12人移行
施設入所者数の削減数 【2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者の3%以上】	234人	8人減少

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、本市における精神保健医療福祉体制の基盤整備等の推進に資する取組を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等の整備に加え、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、強度行動障がいをもつ者の支援体制の充実を図るため、相談支援を強化するとともに、支援者支援を展開いたします。

項目	基準値 2022年度末 (令和4年度末)	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備済み (面的整備)	整備済み (機能拡充)
年1回以上の運用状況のPDCA※	実施	実施
強度行動障がいをもつ障がいのある人への支援体制の整備	実施	拡充

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の一般就労への移行を促進させるために、就労移行支援や就労定着支援の効果的な利用を進めます。

項目	基準値 2021年度 (令和3年度末)	目標値 2026年度 (令和8年度末)
福祉施設利用者の一般就労への移行数 【2021年度(令和3年度)末の移行実績の1.28倍】	94人	121人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 【2021年度(令和3年度)の移行実績の1.31倍】	82人	108人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 【2021年度(令和3年度)の移行実績の1.29倍】	3人	4人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 【2021年度(令和3年度)の移行実績の1.28倍】	9人	12人
就労定着支援事業の利用者数 【2021年度(令和3年度)の利用実績の1.41倍】	49人	70人
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の半数以上とする	—	50%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする	—	25%以上

音声
コード

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を図ります。

項 目		目標値 2026年度末 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置		1か所
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問 等による専門的な指導・助言件数	720件
	地域の相談支援事業者の人材育成の 支援件数	160件
	地域の相談機関との連携強化の取組 の実施回数	120回
	個別事例の支援内容の検証の実施回 数	20回
	主任相談支援専門員の配置数	3人
協議会における個別事例の検 討を通じた地域のサービス基 盤の開発・改善	事例検討実施回数	1回
	参加事業者・機関数	8か所
	専門部会の配置数	1部会
	専門部会の年間実施回数	4回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関わる体制の構築

障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市職員の障がい福祉サービスや関連法等の理解促進を図ります。

項 目	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、 その他の研修への市町村職員の参加人数	3人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析	実施
分析結果の事業所や関係自治体等との共有回数	1回

音声
コード

3 障がい福祉サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

(1) 障がい福祉サービス

区分		単位	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度		
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	人	891	918	945		
		時間	21,011	21,641	22,291		
日中活動系サービス	通所・短期入所系	生活介護	人 人日	1,053 19,395	1,080 19,900	1,108 20,405	
		療養介護	人	30	30	30	
		福祉型短期入所	人 人日	200 1,000	240 1,200	280 1,400	
		医療型短期入所	人 人日	18 90	21 105	24 120	
	自立訓練	自立訓練 (機能訓練)	人 人日	2 15	2 15	2 15	
		自立訓練 (生活訓練)	人 人日	40 675	42 709	44 744	
		宿泊型自立訓練	人 人日	12 348	12 348	12 348	
	就労支援	就労移行支援	人 人日	207 3,732	214 3,873	222 4,014	
		就労継続支援 (A型)	人 人日	77 1,488	77 1,488	77 1,488	
		就労継続支援 (B型)	人 人日	798 12,797	834 13,379	870 13,962	
		就労定着支援	人	124	129	137	
	居住系サービス	自立生活援助	人	14	14	15	
		共同生活援助(グループホーム)	人	525	534	538	
			うち、市内事業所利用者	人	447	454	458
			うち、支援区分6以上の利用者数	人	19	20	20
	施設入所支援	人	228	227	226		
相談支援	計画相談支援	人	1,523	2,566	3,799		
	地域移行支援	人	1	1	1		
	(参考：施設からの地域移行者)	人	4	4	4		
	(参考：病院からの地域移行者数)	人	15	15	15		
	地域定着支援	人	1	1	1		

※訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの数値については、1か月あたりの見込み量とし各年度3月の利用分を示しています。

※相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4月～3月）の実利用者数を示しています。

※人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

※参考：施設からの地域移行者については、「2 地域共生社会づくりの目標値：(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」を基に算出しています。

※参考：病院からの地域移行者数は、「ふじさわ障がい者計画：主な取組：精神障がい者地域生活支援事業」を基に算出しています。

音声
コード

(2) 地域生活支援事業
【必須事業】

区分		単位	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
理解促進研修・啓発事業		事業	2	2	2
自発的活動 支援事業	避難行動要支援者名簿 受領意向団体数	団体	426	428	429
	避難行動要支援者名簿 受領団体率	%	87	87	87
相談 支援	障がい者 相談支援事 業	実施事業所数	か所	8	9
		従事者数	人	17	20
		主任相談支援専門員	人	6	7
	住宅入居等支援事業実施事業所数	件	8	8	
成年後見制度 利用支援事業	市長申立て件数	件	9	9	
	報酬助成	件	42	47	
成年後見制度 法人後見支援事業	法人後見の活動支援	か所	12	12	
	法人後見受任件数	件	1	1	
意思疎 通支 援事 業	手話通訳者数		人	26	27
	筆記要約者数		人	30	30
	手話通訳及び 要約筆記者 派遣件数	実利用者数	人	75	81
		延べ利用回数	回	675	730
	市役所における手話通訳者配置数		人	3	3
重度障がい者等入院時コミュニケー ション支援利用者数		人	1	1	
手話奉仕員 養成研修事業	延べ講座数		コース	7	7
	延べ実施回数		回	160	160
	延べ参加者数		人	105	105
日常生 活用 具給 付等 事業	介護・訓練支援用具		件	31	34
	自立生活支援用具		件	45	45
	在宅療養等支援用具		件	59	59
	情報・意思疎通支援用具		件	70	75
	排せつ管理支援用具		件	1,040	1,060
	住宅改修費		件	4	4
移動支援事業	実利用者数	人	802	814	
	利用時間数	時間	78,017	100,534	
地域活動支援セン ター機能強化事業	I型 実施か所数	か所	1	1	
	Ⅲ型 実施か所数	か所	5	5	

※各事業の数値については、年間の見込み量を示しています。

【任意事業】

区分		単位	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
訪問入浴サービス	実利用者数	人	34	34	34
	利用回数	回	3,200	3,200	3,200
意思疎通支援事業	ボランティア（奉仕員）養成研修事業 講座参加者数	人	160	160	160
	点字・声の広報等発行物登録者数	人	132	134	136
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	太陽の家体育館延べ利用者数（自主事業のみ）	人	400	400
神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数		人	100	100	100
日中一時支援事業	実利用者数	人	163	166	167
	利用回数	回	12,450	25,232	25,384

※各事業の数値については、年間の見込み量を示しています。

音声
コード

第4章 第3期ふじさわ障がい児福祉計画

1 基本方針

(1) 位置づけ

ふじさわ障がい児福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳未満の方への障がい児福祉サービスの提供量及び提供体制の確保方策を定めるものです。

2 障がい児支援の提供体制整備の目標値

国の指針に準拠し、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、第2章に掲げた施策展開の効果を見込んで、2026年度（令和8年度）の目標を次のとおり設定します。

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備

児童発達支援センターの地域の中核的な役割や機能の強化をすることで、障がい児支援の質を高め、重層的な地域支援体制の構築を図ります。

項目	基準値 2022年度末 (令和4年度末)	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所

(2) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化

重症心身障がい児等の支援が可能な事業所への看護師配置に対する助成等の支援を国の動向を踏まえて行っていきます。

項目	基準値 2022年度末 (令和4年度末)	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
藤沢市重度障がい児放課後等デイサービス受入れ推進事業費助成を受けている事業所数	2か所	2か所以上

(3) 医療的ケア児支援のための体制強化

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関とのネットワークの構築を務めます。

項目	基準値 2022年度末 (令和4年度末)	目標値 2026年度末 (令和8年度末)
医療的ケア児等の支援に関して、関係機関等が連携を図るための協議の場	設置：年2回実施	年4回実施
医療的ケア児等に関するコーディネーター数	0人	9人

音声
コード

3 障がい児支援サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

区分		単位	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
障がい児通所支援	児童発達支援	人	582	622	662
		人日	5,276	5,641	6,005
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	放課後等デイサービス	人	974	1,014	1,054
	人日	12,294	12,802	13,309	
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援	人	56	60	64
		人日	78	84	89
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	3
		人日	10	10	15
障がい児相談支援		人	355	385	415
医療的ケア児コーディネーター		人	9	9	9

※障がい児通所支援については、1か月あたりの見込み量とし、各年度3月の利用分を示しています。

※障がい児相談支援の見込み量は、各年度3月の実利用者数を示しています。

※人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

音声
コード

第5章 計画推進のために

1 計画の推進体制について

(1) 横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がい当事者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がい者を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい福祉施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

(2) モニタリング指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画では、記載した事業や取組については、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を実施します。

(3) モニタリングの実施体制

計画のモニタリングについては、毎年「計画検討委員会」において実施することとし、2026年（令和8年）改定時の数値目標の設定に向け、課題の整理において「事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、改善の方向性について協議・検討を行います。

また、「総合支援協議会」との連携により、共通課題としてまとめられた項目について、体制整備の視点から障がい者プランへの意見提案を受け、それをどのように計画策定及び進行管理に反映させるのか検討します。

更に、その協議経過や取組内容及び対応策等については、「総合支援協議会」のほか、「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめざし、協議・検討を進めていきます。

(4) モニタリングの実施スケジュール

計画検討委員会（年間4回）

5月：過年度の状況及び当年度の各事業等の評価指標等の確認

7月：障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実績確認及び意見聴取

10月：障がい福祉関係事業の進捗状況確認及び改善に向けた意見聴取

1月：事業及びサービス等への意見の反映状況の確認及び「総合支援協議会」からの意見を計画策定及び進行管理への反映について検討

(5) 計画の進捗状況等の公表

計画は、ヒアリング調査及びアンケート調査により、障がい当事者等団体関係者の意見を基に、「計画検討委員会」及び「総合支援協議会」の意見を踏まえ改定しました。

障がい福祉に関する課題を解決するためには、「計画検討委員会」、「総合支援協議会」及び当事者等団体など、各主体が計画の進捗状況を共有し、計画を推進することが不可欠となります。